八百津町農業集落排水事業経営戦略

令和７年３月改定

目次

第１章　経営戦略策定の背景 1
１．経営戦略の基本的考え方 1
２．「投資・財政計画」の策定 1
３．計画期間 2
第２章　八百津町農業集落排水事業の概要 3
１．施設の概要 3
２．使用料の概要 3
３．現在の職員数、組織図 5
４．民間活力の活用等 5
５．経営比較分析表を活用した現状分析 6
第３章　八百津町農業集落排水事業の将来の事業環境 7
１．水洗化人口の予測 7
２．有収水量の予測 8
３．使用料収入の見通し 9
４．施設の見通し 10
５．組織の見通し 10
６．八百津町農業集落排水事業における基本方針 10
第４章　投資試算及び財政試算 11
１．計画期間の収支見通し 11
２．投資・財政計画 16
３．投資計画の目標 17
４．財政計画の目標 17
第５章　目標達成と収支ギャップ解消に向けた取組み 19
１．投資に関する施策 19
２．財源水準の見直し 19
３．今後への取組 19
第６章　モニタリング体制 20

資料

・別紙１　　経営比較分析表（令和４年度決算）
・別紙２－１　（法適用企業・収益的収支）投資・財政計画（収支計画）
・別紙２－２　（法適用企業・資本的収支）投資・財政計画（収支計画）
・別紙２－３　原価計算表

改定にあたって

本町は、将来にわたって安定的に事業を継続していくことを目指し、平成29年３月に「八百津町農業集落排水事業経営戦略」を策定しました。

その後の経営環境の変化を踏まえ、改めて収支の推計等を行い、経営戦略を改定することとしたものです。

第１章　経営戦略策定の背景

１．経営戦略の基本的考え方

経営戦略は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

具体的には、現状分析と事業環境の見通しをもとに、「投資計画」「財政計画」を策定し、これらの計画が「収支均衡」し、事業として持続可能なものであるかを確認します。

本町は平成 29 年３月に「八百津町農業集落排水事業経営戦略」を策定し、地方公営企業法の適用後、令和３年度に改定しました。前回改定から３年が経過し、有収水量の減少や物価高騰などにより計画と実績に一部乖離が生じており、事業環境はさらに厳しさを増しています。今回の改定は、経営環境の変化を踏まえ、現状把握、課題分析及び将来予測を再検証し、より実効性のある計画にするため見直しを行うものです。

２．「投資・財政計画」の策定

（１）「投資計画」の策定

投資計画は、将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画です。具体的には、将来の汚水処理ニーズの予測から、将来的に必要な施設・設備を把握し、それらを更新・維持管理していく計画を立案します。

（２）「財政計画」の策定

財政計画は、投資計画等の支出を賄うための財源の見通しを試算した計画です。具体的には、使用料収入、企業債、繰入金等の収入の見通しを試算し、どの程度の財源を確保できるかを試算します。まず、使用料収入については、第３章３のとおり見通しを立てました。次に、企業債については、世代間負担の公平や財政健全化の視点を加味し、検討します。また繰入金は、繰出基準に基づいて必要額を算出し、町財政担当課と調整した出資額等を計上します。

（３）「収支均衡」の確認

経営戦略における収支均衡とは、計画期間内で当年度純損益が黒字となることを指します。経営戦略では、公営企業としてのサービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を、投資計画において適切に見込んだうえで収支均衡し、これを安定的に維持できるような計画を策定することが求められています。

なお、計画期間内に当年度純損益が赤字となる場合、この赤字を「収支ギャップ」といい、経営戦略においてはこの収支ギャップの解消のための取り組みが必要となります。

（４）計画策定後のモニタリング

経営戦略は、策定したことがゴールではなく、その進捗管理（モニタリング）を行い、PDCA サイクル（Plan, Do, Check, Action）を働かせることが必要です。また、変化する社会情勢を踏まえ、経営戦略における投資計画・財政計画と実績の乖離を検証するだけでなく、収支ギャップの解消に向けた取り組み等が適切に行われているかを検証し、必要に応じて経営戦略の見直しを行います。

３．計画期間

八百津町においては、当初の経営戦略を計画期間 10 年間（平成 29 年度から令和 8 年度まで）で策定しました。その後、法適用後の令和２年度に改定しております。

次回、令和８年度に改定を行う予定でしたが、岐阜県の上位計画が変更されたことを受け、前倒しをして改定を行うことといたしました。

今回の改定では、経過年度の実績を踏まえ、今後 10 年間の計画を検討することから、令和 7 年度から令和 16 年度までを計画期間としています。

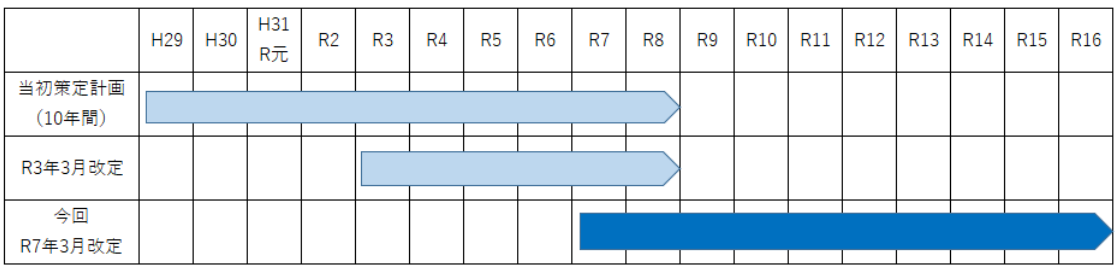

第２章　八百津町農業集落排水事業の概要

１．施設の概要

供用開始年度（供用開始後年数）	平成 11 年 11 月１日	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適用（平成 31 年３月までは法非適用。平成 31 年４月から地方公営企業法の全部を適用）
処理区域内人口密度	420.75 人/㎢	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	２区 上飯田地区及び久田見地区		
処理場数	上飯田浄化センター（平成 11 年 11 月１日　供用開始） 久田見浄化センター（平成 14 年　４月１日　供用開始）		
広域化・共同化・最適化実施状況	平成 27 年度に施設の機能診断を行いました。 平成 29 年度にこの診断結果をもとに最適整備構想を策定。		

２．使用料の概要

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	常時安定した汚水処理を行うために、一般会計繰入金等を踏まえ、固定費と変動費の回収をできる限り受益者負担により回収できるよう、基本料金と逓増型従量料金を組み合わせた料金制を採用しています。 基本料金（10 ㎥ まで）　1,450 円 従量料金（1 ㎥ につき） 11 ㎥ から 20 ㎥ まで　145 円 21 ㎥ から 50 ㎥ まで　160 円 51 ㎥ 以上　184 円

業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と区別していません。	
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と区別していません。	
条例上の使用料（20㎥ あたり）	令和３年度	2,900　円
	令和４年度	2,900　円
	令和５年度	2,900　円
実質的な使用料（20㎥ あたり）	令和３年度	2,762　円
	令和４年度	2,765　円
	令和５年度	2,776　円

※　実質的な使用料は、使用料収入の合計を実際の有収水量合計で除し、20 ㎥当たりに換算したものであり、税抜金額に置きなおしています。

※　井戸水を併用している場合

・一般家庭の場合、水道使用水量と、世帯人数から推定した使用水量を比較し、いずれか多い方の水量で算定しています。

・事業所の場合、汚水メーターや井戸メーターが設置されているところは使用水量で算定しています。

３．現在の職員数、組織図

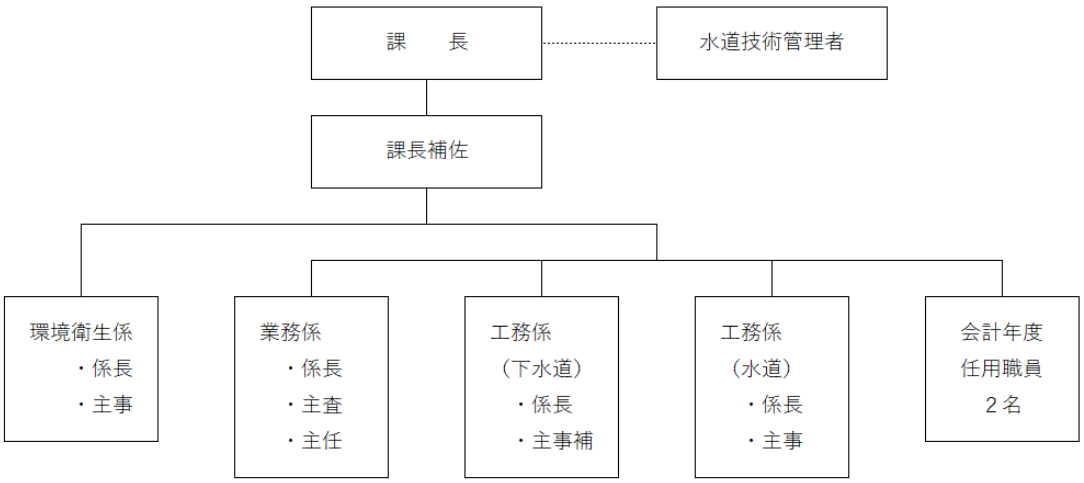

【給与費体系】

- 水道事業会計　７名　課長、工務係(水道)係長、工務係(水道)主事、業務係 主査、業務係 主任、会計年度任用職員２名
- 下水道事業会計　１名　工務係(下水道)主事補
- 一般会計　５名　課長補佐、業務係 係長、工務係(下水道)係長、環境衛生係 係長、環境衛生係 主事

４．民間活力の活用等

民間活用の状況	ア　民間委託 （包括的民間委託を含む）	施設維持管理 有限会社　八百津衛生
	イ　指定管理者制度	なし
	ウ　ＰＰＰ・ＰＦＩ	検討中
資産活用の状況	ア　エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）	久田見浄化センターにて処理を行ったものは自然乾燥させ、汚泥炭化肥料として無料配布しています。
	イ　土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）	なし

５．経営比較分析表を活用した現状分析

平成 26 年度から、総務省の要請により経営比較分析表を作成しています。本町でも経営比較分析表を作成し、地方公営企業の経営状況について経年比較や類似団体比較を行うことで、経営戦略策定の基礎としています（別紙 1 参照）。

第３章　八百津町農業集落排水事業の将来の事業環境

１．水洗化人口の予測

水洗化人口の推移（単位：人 ）

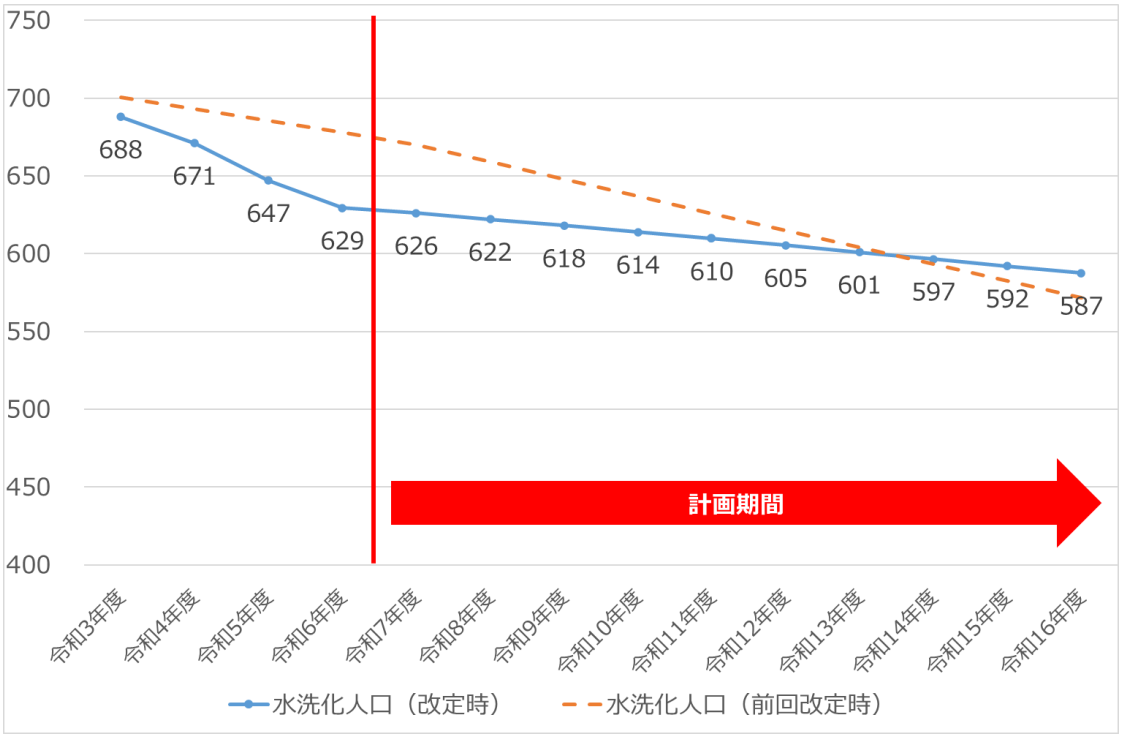

全国的に人口減少が課題となっており、本町においても将来にわたって行政区域内人口が減少することが見込まれています。

本町では農業集落排水事業により汚水処理している地区は上飯田地区と久田見地区ですが、いずれの地区においても既に農業集落排水事業の整備は完了しており、普及率のこれ以上の増加は見込めません。また、水洗化率も既に頭打ちに近く、久田見農業集落排水地区において人口減少が著しく、令和 5 年度時点で 685 人を見込んでいましたが、実績は 647 人でした。水洗化人口は今後も減少する見通しであり、本経営戦略の計画年度終了年度の令和 16 年度には 587 人になる見通しです。

（推計の前提）
- 水洗化人口＝行政区域内人口×普及率×水洗化率で予測
  行政区域内人口＝社会保障・人口問題研究所の数値の数値をもとに推計
  普及率＝直近実績
  水洗化率＝過去の増加率を踏まえ、個別に推計
  （ただし、実績を踏まえ 82%を上限）

２．有収水量の予測

有収水量の推移（単位：千㎥）

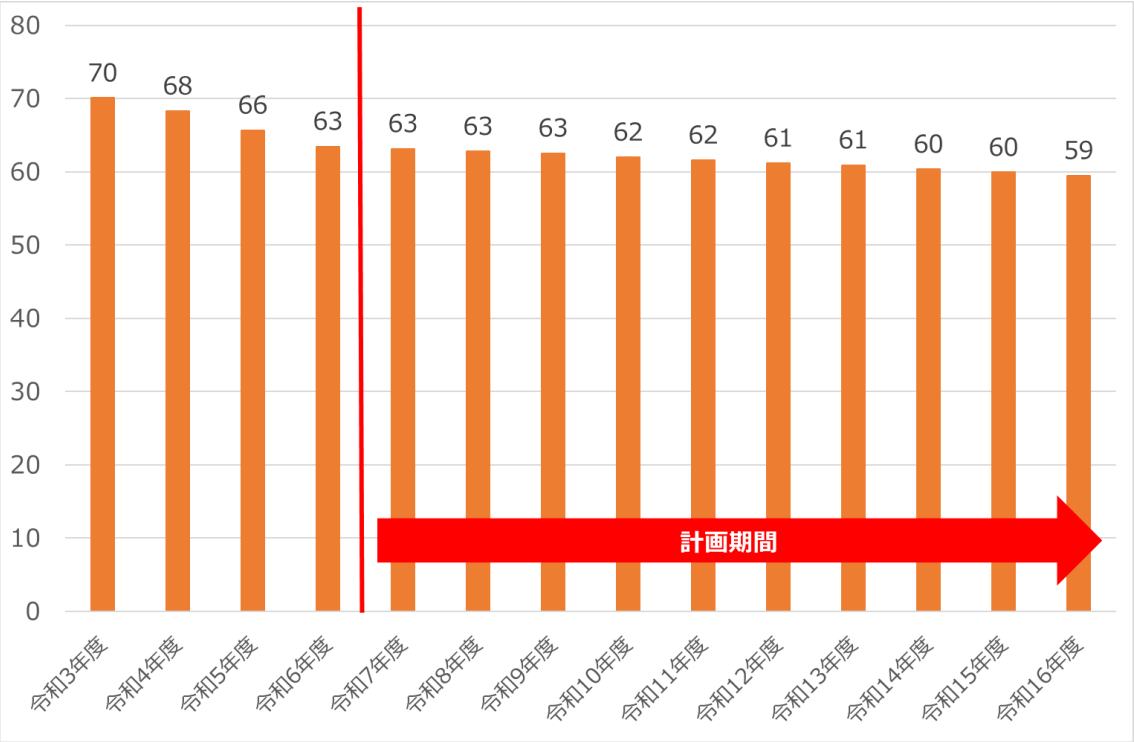

水洗化人口の減少により、有収水量も減少する見通しです。令和７年度は６万３,０００㎥ の見込みですが、計画期間最終年度の令和 16 年度には５万９,０００㎥となる見込みです。

（推計の前提）
- 生活用と業務用に分割して予測
- 生活用有収水量＝水洗化人口×１人あたり年間使用水量
  １人あたり年間使用水量＝直近の値が継続すると仮定
- 業務用有収水量＝直近の値が継続すると仮定

３．使用料収入の見通し

使用料収入の見通し（単位：千円 ）

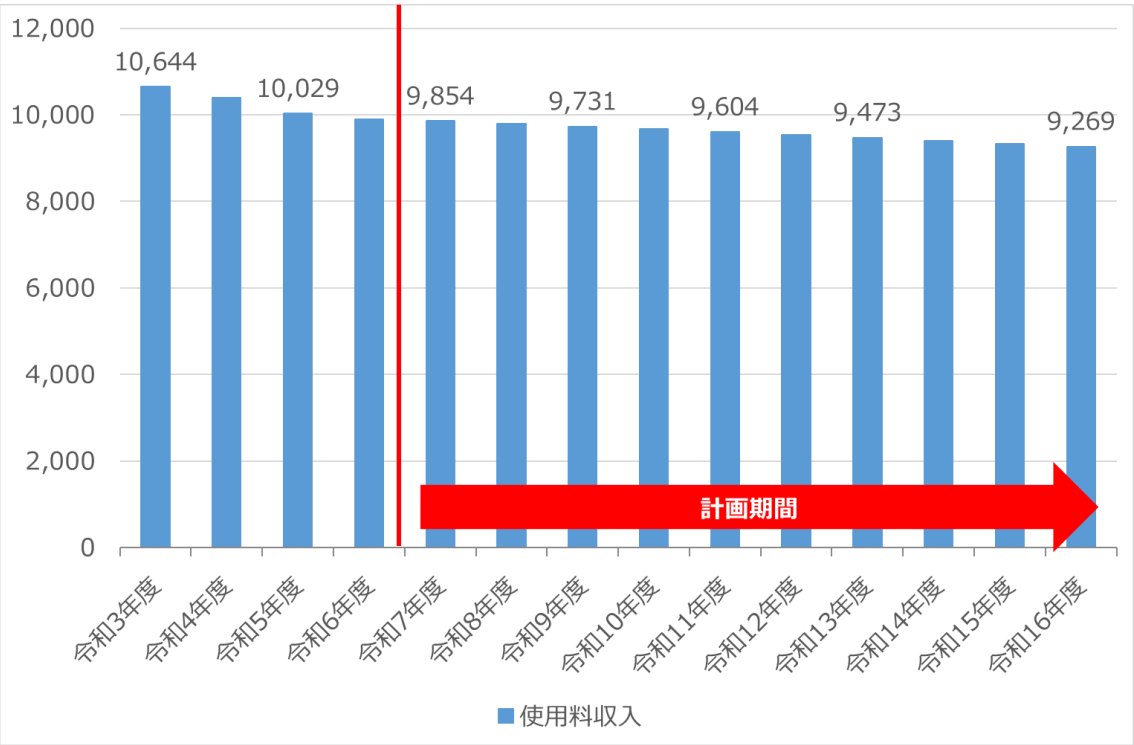

水洗化人口の減少に連動し、計画期間における使用料収入も減少傾向となる見込みです。令和７年度は９８５万4,０００円の見込みですが、計画期間終了年度の令和 16 年度には約５８万5,０００円減少し、９２６万9,０００円となる見込みです。

（推計の前提）
- 生活用と業務用に分割して予測
- 生活用使用料収入＝水洗化人口×1 人あたり年間使用料
  1 人あたり年間使用料＝直近の値が継続すると仮定
- 業務用使用料収入＝直近の値が継続すると仮定

４．施設の見通し

平成 27 年度に上飯田農業集落排水施設及び久田見農業集落排水施設の機能診断を行いました。供用開始から約 15 年経過することから施設の老朽化も随所にみられ、修繕工事また更新工事も必要となっています。平成 29 年度にはこの診断結果を基に、老朽化の進展状況に関わる緊急度・重要度・予算の平準化等を踏まえた上で、見直しを行いました。機械設備等については耐用年数の超過がありますが、目立った劣化も見られない為、オーバーホールを中心とした補修を行い、必要に応じて更新する予定です。

また、令和６年度に農業集落排水（上飯田地区）において公共下水道への統合に向けた検討を行っております。

５．組織の見通し

令和元年度に、公共下水道事業と農業集落排水事業に地方公営企業法を適用しました。これに伴い、既に法適化している水道事業と組織上も一体的に運営しています。現在の組織体制は当法適用を考慮し、料金関係・経理の業務を行う業務係と上水道・下水道の工事関連の業務を行う工務係に区分しています。

６．八百津町農業集落排水事業における基本方針

水洗化人口の減少により使用料収入が減少する見通しの中で、将来にわたって安定した汚水処理を行い衛生的な環境を維持するため、持続可能な経営に努めます。

第４章　投資試算及び財政試算

１．計画期間の収支見通し

第３章の見通しを踏まえた今後の収支予測は以下の通りです。将来推計にあたっての前提は以下の仮定をおいて推計しています。

収益的収支

収支項目		推計の主な前提
収入	使用料収入	第３章で推計した使用料収入を使用
	他会計補助金	基準内：令和６年度における繰出基準に基づき推計 基準外：当該年度の予定収益に基づき算定
	長期前受金戻入	過去の投資状況及び今後の計画内容を踏まえ、個別に推計
	その他	直近５年平均値（令和２年度～令和６年度）
支出	修繕費	直近５年平均値（令和２年度～令和６年度）
	委託料	直近５年平均値（令和２年度～令和６年度）
	減価償却費	過去の投資状況及び今後の計画内容を踏まえ、個別に推計
	支払利息	企業債の元利償還見込みに基づき個別に推計
	その他	直近５年平均値（令和２年度～令和６年度）

資本的収支

収支項目		推計の主な前提
収入	他会計補助金、他会計負担金及び他会計出資金	基準内：令和６年度における繰出基準に基づき推計 基準外：補てん財源を充当してもなお資本的支出が発生する場合に、過年度実績を踏まえ個別に推計
	国（県）補助金	補助事業の実施予定がないため、発生しないものと仮定
支出	建設改良費	投資計画に基づき個別に推計
	企業債償還金	企業債の元利償還見込みから個別に推計

（１）今後 10 年間の収益的収支

収益的収支の推計（単位：千円 ）

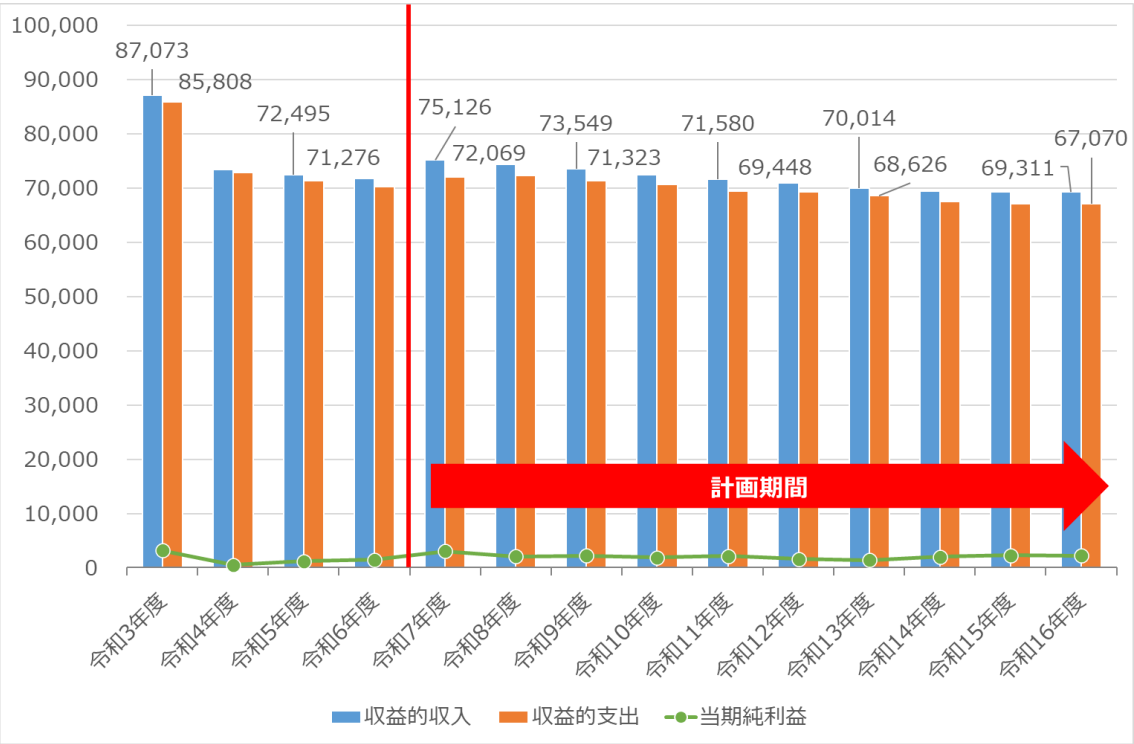

使用料収入の減少により、収益的収入が減少していくことが想定されます。農業集落排水事業は地形的に効率的な汚水処理が困難な状況ですが、一般会計からの繰入金の受け入れを行っていることもあり、現行の使用料水準にて令和１６年度まで当期純損益がプラスとなる見通しです。

一般会計からの繰入金の受け入れなしでは経常費用を使用料収入で賄うことが不可能であるため使用料改定も必要であると考えられますが、本町の下水道事業で使用料が統一されていることから、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないのが現状です。

一般会計繰入金については本章（４）において詳述します。

（2）今後 10 年間の資本的収支

資本的収支の推計（単位：千円 ）

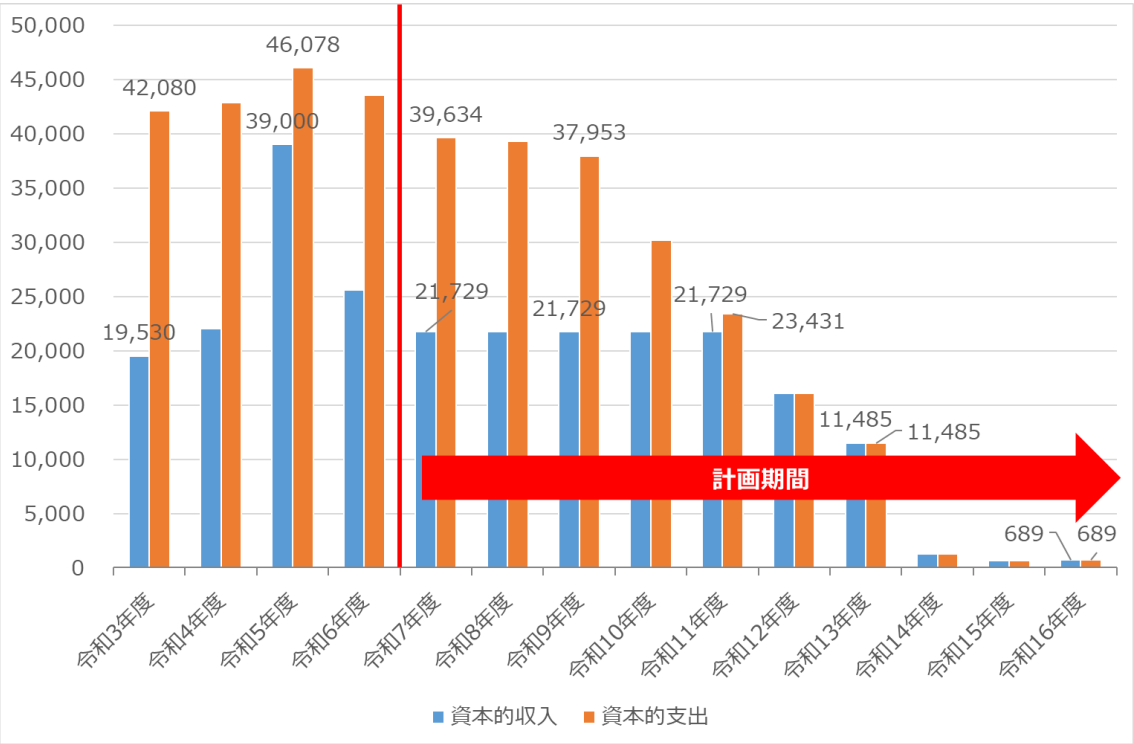

計画期間における資本的収入は、他会計補助金及び他会計出資金を見込んでいます。また、資本的支出は、処理場単独事業費の建設改良費及び企業債償還金を見込んでいます。

企業債償還の進行に伴い、資本的支出は減少見通しです。償還が終了する令和 14 年度以降、資本的支出が大幅に減少する見込みです。

（３）今後 10 年間の資金発生見込額

資金発生見込額の推計（単位：千円 ）

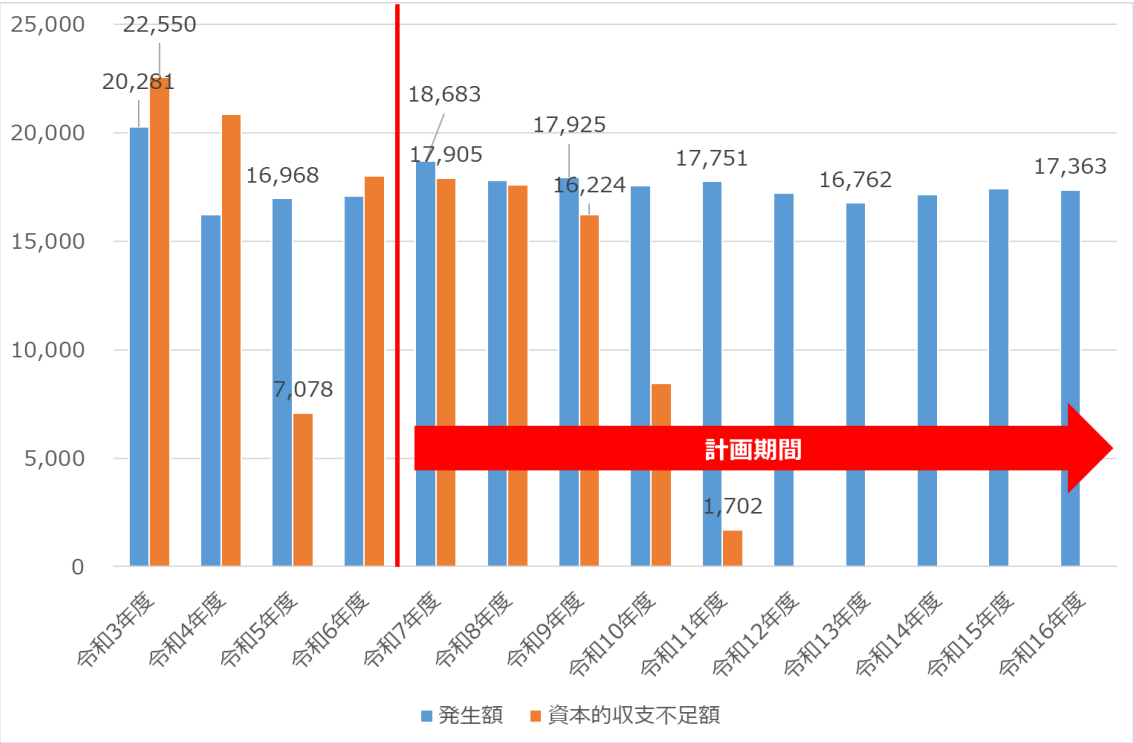

地方公営企業法適用後は、収益的収支と資本的収支に分けて財政状況を把握する必要がありますが、資本的収支は、投資等の支出とそれに対する補助金や企業債等の財源が計上されることから、通常は、支出超過になります。そのため、収益的収支で発生した余剰資金を資本的収支不足額に充てることになり、これを補てん財源と言います。補てん財源が足りないということは、資金が不足することを示しますが、農業集落排水事業においては、今後企業債の償還額が減少する見通しであることから、資本的収支不足額は減少する見込みです。

（４）今後 10 年間の一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金の推計（単位：千円）

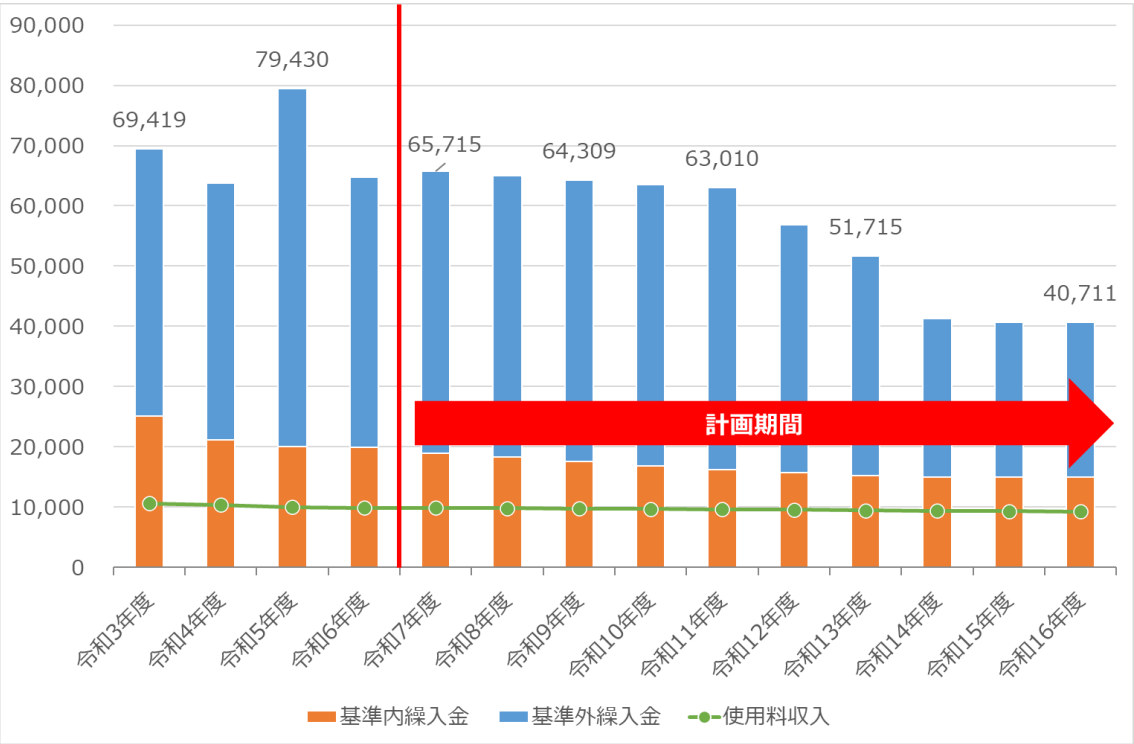

一般会計繰入金の総額は、令和７年度以降、令和 11 年度ごろまでは6,０００万円～7,０００万円の間で推移する見込みです。その後、企業債償還の進行に伴い、基準内繰入金が減少することで、令和 16 年度には4,０００万円台で推移する見込みです。

基準外繰入金については、安定的な財源確保を図る一方、過度に公費に依存しないよう、企業債償還が落ち着く令和 11 年度までは4,６００万円程度を繰り入れ、それ以降は資本的収支の水準に応じて繰り入れる計画としています。しかしながら、第３章のとおり、財源としての使用料収入は計画期間にわたって徐々に減少していくことから、使用料収入と基準外繰入金を比較した場合に、その割合は上昇していきます。

一般会計繰入金のうち基準内繰入金は、公費負担すべきものと考えられる経費に充てられるもののうち、総務省が毎年度公表する繰出基準に基づいて算出される額です。基準外繰入金は、繰出基準で定める経費等に対して地域の実情に応じて各団体より繰り出す額です。本来その経営に伴う収入をもって充てることが公営企業としてあるべき姿であることに鑑みれば、基準外繰入金が本来的な収入である使用料収入を著しく上回ることは望ましくありません。

基準外繰入金比率の推計（単位：千円、％）

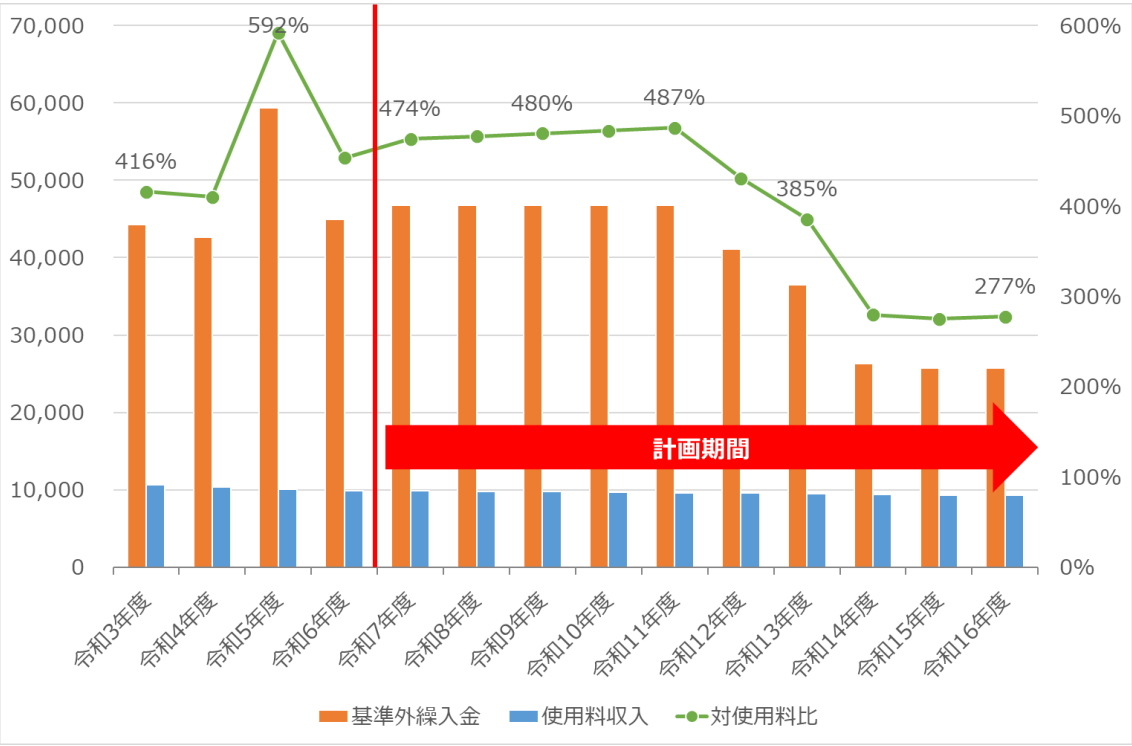

２．投資・財政計画

推計をもとに投資・財政計画を作成すると別紙２となります。

計画期間においては収支均衡が達成される見込みと予測していますが、使用料収入の減少が見込まれており、徐々に経営は厳しくなってくると想定されます。また、予想以上に水洗化人口の減少が進むなどした場合には、収支均衡が達成できなくなることも懸念されます。

そこで、今後も安定的な経営を継続するため、以下の目標を設定しました。

３．投資計画の目標

投資計画の目標	（前回改定時）水洗化率 80%の達成 （更新）水洗化率 82%の維持 目標年限：令和 16 年度

【目標設定の考え方】

本町農業集落排水事業は、整備・拡張を終え、維持・管理の時期に入りました。このため、本経営戦略の計画期間内には大規模な投資は予定していません。したがって、計画期間内は、これまでの投資の費用を回収し、次の更新投資の時期に備えるため、現在農業集落排水が普及している地域の方に接続していただくことになります。前回改定時に、令和元年度の 80%維持を掲げましたが、令和５年度においては 82%と 80%目標を達成したことから、今後は直近水準である 82%を維持することを改定後の目標とします。

【実績値の推移】

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
水洗化率	81.1%	81.3%	81.3%	81.7%	82.3%

４．財政計画の目標

財政計画の目標	（前回改定時）基準外繰入金が使用料収入の２倍を超えないこと （更新）基準外繰入金が使用料収入の３倍を超えないこと 目標年限：令和 16 年度

【目標設定の考え方】

一般会計繰入金には、公費で負担とするのが相当とされる額について、総務省が示す繰出基準に基づいて繰出しを受ける基準内繰入金と、当該基準内繰入金の受け入れによってもなお賄うことのできない不足額について繰出しを受ける基準外操出金があり、本町農業集落排水事業ではその双方を受け入れています。

独立採算が原則である公営企業においては、できる限り使用料収入をもって運営することが望まれます。一方で、前述のとおり、総務省からは毎年度繰出基準が公表されるなど、公営企業における独立採算は経費負担区分に応じたものであり、公費で

負担する範囲は、地域の実情に応じて各団体が判断することになります。農業集落排水事業は人口閑散地区に多く、全国的にも使用料収入の基準内繰入金のみで投資のすべてを賄うことは難しい状況であるため、繰出基準に基づいて算定された額以上の、いわゆる基準外繰入金に頼らざるを得ません。ただし、そのような状況においても、基準外繰入金を減額し税負担をできる限り減らすことが望ましいと考えているため、財政計画においては上記の目標を立てました。

経営戦略策定当初は、「基準外繰入金が使用料収入の 2 倍を超えないこと」という目標を定めました。平成 28 年度から平成 30 年度は目標を達成できましたが、令和元年度は 2 倍を超えました。令和元年度は法適用初年度であり、独立採算の明確化と経営基盤の強化のために一時的に出資を受けたことなどによるものです。令和２年度以降は、当初計画より水洗化人口の減少が進み、使用料収入が想定より減少したことや物価高騰により営業費用が増加したことで、基準外繰入金が当初計画より増加し、令和 5 年度の実績では 592.2 %となりました。今後も水洗化人口の減少により使用料収入が減少する見通しであることから、必要な設備の修繕や企業債償還を行うには、使用料収入の２倍以上の基準外繰入金が必要となる見込みです。そのため、計画期間の最終年度である令和 16 年度時点で、「基準外繰入金が使用料収入の３ 倍を超えないこと」を改定後の目標とします。基準外繰入金を減額するようより効率的な経営に努めます。

【実績値の推移】

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
基準外 繰入金比率	325.2%	386.9%	416.0%	410.0%	592.2%

第５章　目標達成と収支ギャップ解消に向けた取組み

１．投資に関する施策

計画期間内に大規模な設備投資は行わない予定です。上飯田農業集落排水施設は平成 11 年 11 月１日、久田見農業集落排水施設は平成 14 年４月１日から供用開始をしており約２５年を経過します。管渠については耐用年数５０年を考慮すると計画期間中の修繕工事は予定していません。

機械設備等については耐用年数の超過がありますが、目立った劣化も見られない為、オーバーホールを中心とした補修を行い、必要に応じて更新する予定です。

なお、上飯田農業集落排水区域は本町西部地区に位置し、公共下水道区域（木曽川右岸流域下水道地区）と隣接することから、公共下水道への接続も考慮し、上飯田農業集落排水の将来のあり方を検討しています。

２．財源水準の見直し

現状の財源構成を踏まえ、第４章１（4）の繰入金の推移のとおり、基準外繰入金の使用料収入に対する比率は計画期間内において徐々に上昇する見込みです。今後は、まず経費削減により一層努め、効率的な経営を進めることで、基準外繰入金を減らすことに努めます。しかし、第 4 章のとおり、農業集落排水事業の特性上、一般会計からの繰入金の受け入れなしでは経常費用を賄うことが難しい状況です。また、本町の下水道事業で使用料が統一されていることから、公共下水道事業の使用料改定と同タイミングで使用料の改定を検討します。

３．今後への取組

これまでに検討した施策や目標については、別紙２に示す投資・財政計画に反映されています。

しかし、令和 16 年度末では、当年度純利益が薄利になることから、使用料の改定について然るべきタイミングで検討を進めていき、次回の経営戦略の見直し時に反映することとします。

また、広域化に関する取組については、総務省等から各都道府県に対して、令和４年度までに広域化・共同化計画の策定が求められた事を受け、策定された岐阜県の計画に基づき、本町においても県と連携を図りながら検討を進めてまいります。

第６章　モニタリング体制

本町農業集落排水事業は令和元年度から地方公営企業法を適用しています。この経営戦略は、地方公営企業法適用後の決算内容を鑑みて策定しています。今後は、実績を蓄積し、概ね４年ごとに、計画の見直しを行います。

また、今後の社会経済環境等を踏まえ、毎年の決算公表後、経営戦略の収支計画との乖離状況及び第４章３、４に記載した目標値の達成状況の確認を毎年度実施します。

以上

別紙1

経営比較分析表（令和4年度決算）

岐阜県　八百津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	74.18	8.06	93.15	3,190

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
10,274	128.79	79.77
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
821	2.12	387.26

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①経常収支比率(%)　【103.61】

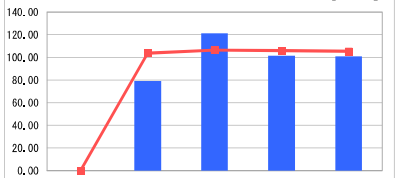

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	79.10	121.28	101.47	100.74
平均値	-	103.60	106.37	106.07	105.50

②累積欠損金比率(%)　【133.62】

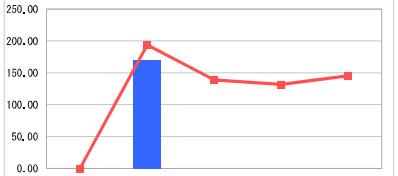

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	170.27	0.00	0.00	0.00
平均値	-	193.99	139.02	132.04	145.43

③流動比率(%)　【36.94】

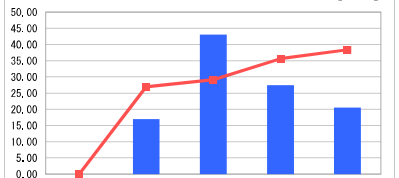

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	16.98	43.09	27.46	20.55
平均値	-	26.99	29.13	35.69	38.40

④企業債残高対事業規模比率(%)　【809.19】

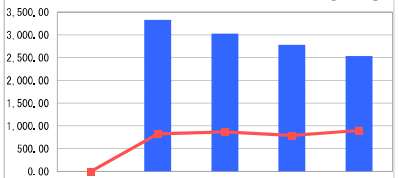

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	3,327.59	3,023.72	2,781.01	2,533.21
平均値	-	826.83	867.83	791.76	900.82

⑤経費回収率(%)　【57.02】

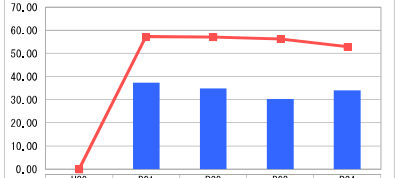

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	37.39	34.86	30.30	34.02
平均値	-	57.31	57.08	56.26	52.94

⑥汚水処理原価(円)　【273.68】

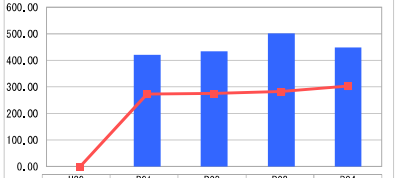

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	420.25	433.65	501.41	447.24
平均値	-	273.52	274.99	282.09	303.28

⑦施設利用率(%)　【52.55】

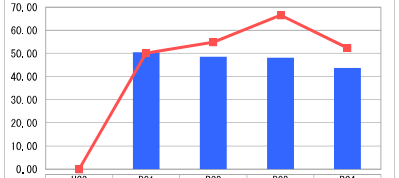

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	50.43	48.48	48.04	43.70
平均値	-	50.14	54.83	66.53	52.35

⑧水洗化率(%)　【87.30】

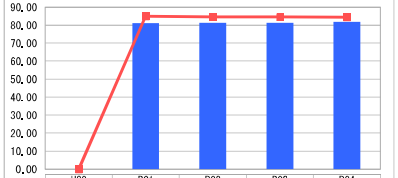

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	81.05	81.27	81.32	81.73
平均値	-	84.98	84.70	84.67	84.39

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)　【27.11】

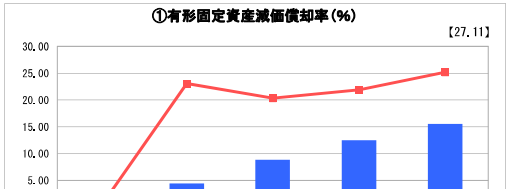

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	4.41	8.84	12.51	15.54
平均値	-	23.06	20.34	21.85	25.19

②管渠老朽化率(%)　【0.00】

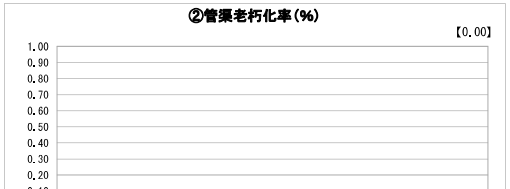

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	-	0.00	0.00	0.00	0.00

③管渠改善率(%)　【0.02】

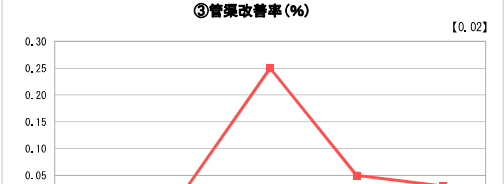

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	-	0.02	0.25	0.05	0.03

※　「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支は黒字ではありますが、使用料で賄いきれない部分を一般会計からの繰入金で補っており、厳しい状況が続いております。公共下水道同様、引続き使用料収入の確保や経費削減に取り組んで努めます。
③流動負債の中には浄化センター建設等の過去の企業債償還金が大半をしめています。償還については減少傾向にありますが、人口減による使用料収入が年々減少傾向にあるため、先に挙げた通り、経費削減や適正な維持修繕計画を進めます。
④類似団体平均より大きく上回っていますが、これは浄化センター建設等過去に借入を行った企業債であり近年は借入ていないため、今後は減少していく見込です。
⑤①の経常収支比率が100%を超えているのにも関わらず経費回収率が低い数値を示しているのは、人口減少に伴い使用料収入が減少し一般会計からの繰入に頼っているためです。使用料収入は今後も減少が予想されるため、下水道使用料と合わせて見直しや汚水処理費の削減に努めます。
⑥広大な処理区域を有するため効率的な運営が厳しいのが現状ですが、引続き経費削減に努め、有収水量増加に向け計画的な修繕を進めます。
⑦人口減少や水洗化率の伸び悩みの影響を受けています。
⑧施設利用率同様、人口が減少していることや、計画区域外であるため新規接続が増えにくいのが現状です。引続き接続促進に努め水洗化率の向上を目指します。

2. 老朽化の状況について

平成11年度より供用を開始し、管渠については定期的に清掃を実施しており、不明水の流入がある箇所についても計画的な修繕を進めております。マンホールポンプや浄化センターについても、本格的な老朽化対策時期には到来しておりませんが、効率的な機能保持のため、今後も計画的な更新工事を実施していきます。

全体総括

本町では昨年同様に一般会計からの繰入金により運営出来ているのが現状です。しかし、昨今の物価上昇による経費の増や、さらなる人口減少に伴う料金収入の減も予想されるため、下水道使用料と合わせ、使用料見直しも含めた収入の確保に努めます。また、一部区域については公共下水への接続を検討し、経営成績や財政状況を正確に把握して経営戦略の見直しを行います。そして計画的な更新を進めるとともに安定した事業継続を目指します。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

別紙2-1

（単位：千円，％）

区分	年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支 収益的収入	1．営業収益 (A)	10,029	12,105	10,294	10,233	10,171	10,108	10,044	9,979	9,913	9,846	9,778	9,709
	(1) 料金収入	10,029	9,904	9,854	9,793	9,731	9,668	9,604	9,539	9,473	9,406	9,338	9,269
	(2) 受託工事収益 (B)		2,202	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440
	(3) その他												
	2．営業外収益	62,466	59,671	64,832	64,147	63,378	62,357	61,536	60,910	60,101	59,618	59,576	59,602
	(1) 補助金	40,430	39,513	44,106	43,421	42,700	41,955	41,401	40,887	40,350	40,104	40,116	40,142
	他会計補助金	40,430	39,513	44,106	43,421	42,700	41,955	41,401	40,887	40,350	40,104	40,116	40,142
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	20,232	20,158	20,144	20,144	20,096	19,820	19,553	19,441	19,169	18,932	18,878	18,878
	(3) その他	1,804		582	582	582	582	582	582	582	582	582	582
	収入計 (C)	72,495	71,776	75,126	74,380	73,549	72,465	71,580	70,889	70,014	69,464	69,354	69,311
	1．営業費用	63,648	65,929	66,678	67,629	67,430	67,388	66,779	67,002	66,669	65,605	65,202	65,231
	(1) 職員給与費												
	基本給												
	退職給付費												
	その他												
	(2) 経費	28,512	30,536	31,117	31,998	31,825	32,120	31,792	32,226	32,405	31,706	31,345	31,348
	動力費	2,769	4,105	3,179	3,268	3,268	3,268	3,268	3,268	3,268	3,268	3,268	3,268
	修繕費	3,343	2,315	3,019	3,113	2,940	3,235	2,907	3,341	3,520	2,821	2,460	2,463
	材料費												
	その他	22,400	24,116	24,919	25,617	25,617	25,617	25,617	25,617	25,617	25,617	25,617	25,617
	(3) 減価償却費	35,136	35,393	35,561	35,631	35,605	35,268	34,987	34,776	34,264	33,899	33,857	33,883
	2．営業外費用	7,628	4,345	5,391	4,636	3,893	3,209	2,669	2,254	1,957	1,839	1,839	1,839
	(1) 支払利息	5,136	4,345	3,552	2,797	2,054	1,370	830	415	118			
	(2) その他	2,492		1,839	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839
	支出計 (D)	71,276	70,274	72,069	72,265	71,323	70,597	69,448	69,256	68,626	67,444	67,041	67,070
	経常損益 (C)-(D) (E)	1,219	1,502	3,057	2,115	2,226	1,868	2,132	1,633	1,388	2,020	2,313	2,241
特別利益 (F)													
特別損失 (G)			1										
特別損益 (F)-(G) (H)			△1										
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		1,219	1,501	3,057	2,115	2,226	1,868	2,132	1,633	1,388	2,020	2,313	2,241
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		5,325	6,826	9,883	11,998	14,224	16,092	18,224	19,857	21,245	23,265	25,578	27,819
流動資産 (J)		17,633	19,089	19,582	19,967	21,590	30,832	46,734	64,148	80,990	97,837	115,083	132,448
うち未収金		1,206	1,416	1,409	1,400	1,392	1,383	1,373	1,364	1,355	1,345	1,335	1,325
流動負債 (K)		43,114	43,938	43,283	42,367	34,006	27,954	19,727	15,020	6,088	5,776	5,614	5,616
うち建設改良費分		39,477	37,912	37,542	36,461	28,178	21,993	13,913	9,012				
うち一時借入金													
うち未払金		3,637	6,026	5,741	5,906	5,828	5,961	5,814	6,008	6,088	5,776	5,614	5,616
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		10,029	9,904	9,854	9,793	9,731	9,668	9,604	9,539	9,473	9,406	9,338	9,269
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		10,029	9,904	9,854	9,793	9,731	9,668	9,604	9,539	9,473	9,406	9,338	9,269
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

別紙2-2

（単位：千円）

区分	年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支 資本的収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金	39,000	25,000	21,609	21,609	21,609	21,609	21,609	15,966	11,365	1,174	562	569
	3. 他会計補助金		262										
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国（都道府県）補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金		300	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	9. その他												
	計 (A)	39,000	25,562	21,729	21,729	21,729	21,729	21,729	16,086	11,485	1,294	682	689
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	39,000	25,562	21,729	21,729	21,729	21,729	21,729	16,086	11,485	1,294	682	689
資本的支出	1. 建設改良費	7,392	4,099	1,722	1,785	1,492	1,993	1,438	2,173	2,473	1,294	682	689
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	38,686	39,477	37,912	37,542	36,461	28,178	21,993	13,913	9,012			
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
	計 (D)	46,078	43,576	39,634	39,327	37,953	30,171	23,431	16,086	11,485	1,294	682	689
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		7,078	18,014	17,905	17,598	16,224	8,442	1,702					
補填財源	1. 損益勘定留保資金	6,406	17,692	17,759	17,447	16,099	8,272	1,582					
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	672	322	146	151	125	170	120					
	計 (F)	7,078	18,014	17,905	17,598	16,224	8,442	1,702					
補填財源不足額 (E)-(F)			△ 0										
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		224,488	185,011	147,099	109,557	73,096	44,918	22,925	9,012	0	0	0	0

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分	年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		40,430	39,513	44,106	43,421	42,700	41,955	41,401	40,887	40,350	40,104	40,116	40,142
	うち基準内繰入金	20,042	19,609	18,969	18,284	17,563	16,818	16,264	15,750	15,213	14,967	14,979	15,005
	うち基準外繰入金	20,388	19,904	25,137	25,137	25,137	25,137	25,137	25,137	25,137	25,137	25,137	25,137
資本的収支分		39,000	25,256	21,609	21,609	21,609	21,609	21,609	15,966	11,365	1,174	562	569
	うち基準内繰入金		256										
	うち基準外繰入金	39,000	25,000	21,609	21,609	21,609	21,609	21,609	15,966	11,365	1,174	562	569
合計		79,430	64,769	65,715	65,030	64,309	63,564	63,010	56,853	51,715	41,278	40,678	40,711

別紙2-3

原価計算表

供用開始年月日　平成 11 年 11 月 1 日
処理区域内人口　786 人
計算期間　自 令和8年度 至 令和12年度
（ 5 年間）

収 入 の 部

項目	金額 最近1箇年間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料 (X)	10,029	9,667		9,667
受託工事収益	0	440		440
その他	0	0		0
合計	10,029	10,107	0	10,107

支 出 の 部

項目			金額 最近1箇年間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
			千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費	給料	0	0	0	0
		諸手当	0	0	0	0
		福利費	0	0	0	0
	修繕費		2,903	2,698	0	2,698
	材料費		0	0	0	0
	路面復旧費		0	0	0	0
	委託料		0	0	0	0
	その他		302	257	0	257
小計			3,205	2,955	0	2,955
ポンプ場費	人件費	給料	0	0	0	0
		諸手当	0	0	0	0
		福利費	0	0	0	0
	動力費		0	0	0	0
	修繕費		0	0	0	0
	材料費		0	0	0	0
	薬品費		0	0	0	0
	委託料		0	0	0	0
	その他		0	0	0	0
小計			0	0	0	0
処理場費	人件費	給料	0	0	0	0
		諸手当	0	0	0	0
		福利費	0	0	0	0
	動力費		2,390	3,268	0	3,268
	修繕費		440	409	0	409
	材料費		0	0	0	0
	薬品費		0	0	0	0
	委託料		21,372	24,280	0	24,280
	その他		784	668	0	668
小計			24,986	28,625	0	28,625
一般管理費	人件費	給料	0	0	0	0
		諸手当	0	0	0	0
		福利費	0	0	0	0
	流域下水道管理運営費負担金		0	0	0	0
	委託料		0	0	0	0
	その他		2,640	2,250	0	2,250
小計			2,640	2,250	0	2,250
資本費	支払利息		5,136	1,493	688	805
	減価償却費		35,136	35,253	35,253	0
	企業債取扱諸費		173	0	0	0
小計			40,445	36,746	35,941	805
合計 (Y)			71,276	70,576	35,941	34,635

資産維持費（Z）	
使用料対象経費（Y）＋（Z）	34,635

(X)／((Y)＋(Z))＊100＝ 28%

＜使用料水準についての説明＞

令和4年1月25日付総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表を用いて、投資・財政計画をもとに、使用料水準の算定を行いました。資産維持費加味前において、対象経費に対する使用料収入の割合が100%に満たないため、資産維持費はゼロとし試算しました。
上記の結果、対象経費に対する使用料収入割合は約28%となり、使用料収入が不足している状況です。使用料については、今後の収支バランスに注視しながら使用料改定の必要性を検討していきます。

1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。